

## 退職所得金額の計算方法の改正について(概要)

令和3年度税制改正により、退職所得にかかる課税方法の見直しが行われ、令和4年1月1日以降の退職者から短期退職手当等に係る退職所得金額の計算方法が適用されることになりました。

### 【改正の概要】

#### 1. 短期退職手当等の新設

現在、退職手当等の区分は、勤続年数5年以下の役員等に支給する退職手当等(以下「特定役員退職手当等」という。)と、従業員及び勤続年数5年超の役員等に支給する退職手当等(以下「一般退職手当等」という。)に区分されていますが、令和4年以降の所得税から勤続年数5年以下の従業員に支給する退職手当等(以下「短期退職手当等」という。)の区分が新設されました。

#### 《退職手当等の区分》

勤続年数	従業員	役員等
5年以下	一般退職手当等	特定役員退職手当等
5年超		一般退職手当等

令 4.1.1  
改正

勤続年数	従業員	役員等
5年以下	短期退職手当等	特定役員退職手当等
5年超	一般退職手当等	一般退職手当等

#### 2. 退職所得金額の計算方法の見直し

現在、特定役員退職手当等(勤続年数5年以下の役員等が対象)以外の退職手当等については、退職手当等から退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1の金額を退職所得として課税する「2分の1課税」が適用されていますが、令和4年以降の所得税から、短期退職手当等については、退職所得控除額を差し引いた残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税が適用されないことになりました。

#### 《退職所得金額の計算方法》

勤続年数	従業員	役員等
5年以下	(退職手当等の金額－退職所得控除額)×1/2	退職手当等の金額－退職所得控除額
5年超		(退職手当等の金額－退職所得控除額)×1/2

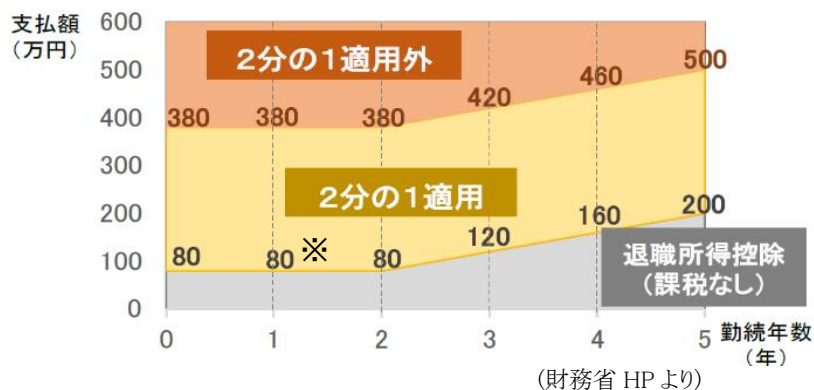
令 4.1.1 改正

勤続年数	従業員	役員等
5年以下	<input type="checkbox"/> 短期退職手当等から退職所得控除額を差引いた残額が 300 万円超の場合 $150 \text{ 万円}^{\ast 1} + \{ \text{退職手当等の金額} - (300 \text{ 万円} + \text{退職所得控除額}) \}^{\ast 2}$ <input type="checkbox"/> 短期退職手当等から退職所得控除額を差引いた残額が 300 万円以下の場合 $(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	退職手当等の金額 - 退職所得控除額
5年超	$(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	$(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$

※1 300 万円以下の部分の退職所得金額(300 万円×1/2 課税=150 万円)

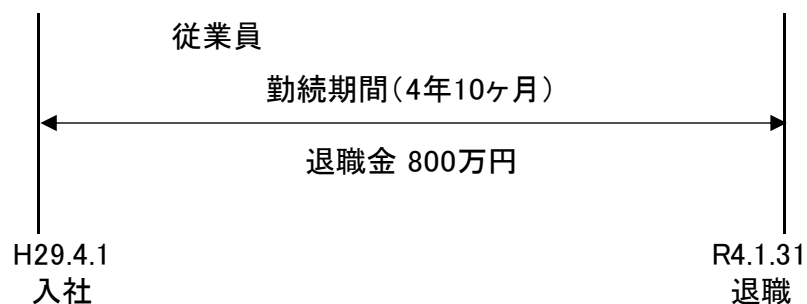
※2 300 万円を超える部分の退職所得金額

### 《1/2 課税の適用範囲》



※ 退職所得控除額が 80 万円に満たない場合は、最低控除額の特例により 80 万円となります。

### 《短期退職手当等に係る退職所得金額の計算例》



- ① 退職日 R4.1.31
  - ② 勤続年数 5 年<sup>\*</sup>(勤続期間 4 年 10 ヶ月)
  - ③ 退職手当等の金額 800 万円
  - ④ 退職所得控除額 200 万円(40 万円×②)
  - ⑤ 退職所得控除後の額 600 万円(③-④) ⇒ 300 万円まで 1/2 課税を適用
  - ⑥ 退職所得金額 450 万円(150 万円 + { ③ - (300 万円 + ④) })
- 上記⑥の退職所得金額をもとに源泉徴収税額及び地方税額を計算
- } 短期退職手当等に該当  
※ 勤続期間の1年未満の端数を1年に切上げたもの

### 3. その他

今回の改正に伴い「退職所得の受給に関する申告書」の様式も変更になります。新様式は、R4.1.1 以降の退職者から使用します。

改正の詳細につきましては、最寄りの税務署、市町村税務課にお問い合わせ願います。